

## 船舶事故調査報告書

令和元年5月15日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

|   |  |
|---|--|
| 事故種類  | 乗組員負傷  |
| 発生日時  | 平成30年3月12日 10時30分ごろ  |
| 発生場所  | 山口県徳山下松港<br>火振岬灯台から真方位004° 1.4海里（M）付近<br>（概位 北緯33°57.2′ 東経131°49.2′）   |
| 事故の概要   | 漁船 戎丸は、なまこ桁網漁の操業中、甲板員が負傷した。  |
| 事故調査の経過   | 平成30年4月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。<br>原因関係者から意見聴取を行った。   |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等<br>L×B×D、船質<br>機関、出力、進水等 | 漁船 戎丸、2.92トン<br>YG3-43212（漁船登録番号）、個人所有<br>9.90m（Lr）×2.21m×0.61m、FRP<br>ディーゼル機関、48.2kW、昭和53年6月16日<br>第291-39839号（船舶検査済票の番号）   |
| 乗組員等に関する情報  | 船長 男性 74歳<br>一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定<br>免許登録日 昭和50年5月19日<br>免許証交付日 平成26年12月24日<br>（令和2年3月4日まで有効）  |
| 死傷者等  | 重傷 1人（甲板員）   |
| 損傷  | なし   |
| 気象・海象   | 気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 1、視界 良好<br>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期   |
| 事故の経過   | 本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、山口県周南市福川漁港を出港し、平成30年3月12日07時00分ごろ山口県下松市笠戸島深浦西方の水深約10～15mの漁場でなまこ桁網漁を開始した。<br>本船は、船長が、操業を7回繰り返して約20kgの漁獲物を得た後、10時20分ごろ主機を中立運転として甲板員に後部甲板で漁獲物の選別作業に当たらせ、10時28分ごろ8回目の投網に備え、中央部の操縦場所に立って主機を微速力前進とし、約1ノットの対地速力で手動操舵により南進した。 |

|               |  |
|---------------|--|
|               | <p>船長は、10時29分ごろ舵輪右側の右舷桁網ブレーキレバーを操作しながら、右舷船尾方を見て右舷桁網が投入されたことを確かめた後、前方を向いた状態で、舵輪左側の左舷桁網ブレーキレバーを操作した。</p> <p>甲板員は、選別作業を終え、次の選別作業まで後部甲板の左舷側で立って待機していたところ、10時30分ごろ何かに足を取られて転倒した。</p> <p>本船は、船長が、甲板員の声を聞いて左舷後方を振り返ったところ、倒れている甲板員を見て駆け寄り、甲板員が左足を負傷したことを知ったので、直ちに両舷の桁網を引き上げ、操業を切り上げて福川漁港に帰港した。</p> <p>甲板員は、福川漁港で、船長が水産会社の職員に要請した119番通報により来援した救急車で病院に搬送され、左脛腓骨骨幹部開放骨折と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、付図2 事故発生経過概略図(深浦付近) 参照)</p>  |
| <p>その他の事項</p> | <p>本船は、1回当たりの操業時間が約30分間で、約15～20分間桁網をえい網した後、揚網して漁獲物の選別作業を行い、再度、桁枠を投入する作業を繰り返していた。</p> <p>本船のなまこ桁網の構成及びえい網方法は、次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本船は、底引き網の網口に長さ約2m幅約0.4mの金属製の桁枠を取り付けていた。</li> <li>・前部両舷から舷外に出した長さ約5mのブーム先端を経て延出された、長さ約30mの合成繊維製のえい索先端にシャックルが取り付けられていた。</li> <li>・中央部両舷に備えられた巻上げローラから、それぞれワイヤ(直径約10mm)1本が両舷中央部ガイドローラを経て両舷船尾端ガイドローラまで後部甲板上に延出され、両舷船尾端ガイドローラを経て船外でシャックルを通り、桁枠に繋がっていた。</li> <li>・桁網ブレーキレバーを操作してワイヤが伸出し、桁網をえい網した後、ワイヤの途中に取り付けられたワイヤストッパが、えい索先端のシャックルに引っ掛かり、桁網をえい網していた。</li> </ul> <p>(図1、写真1参照)</p> |

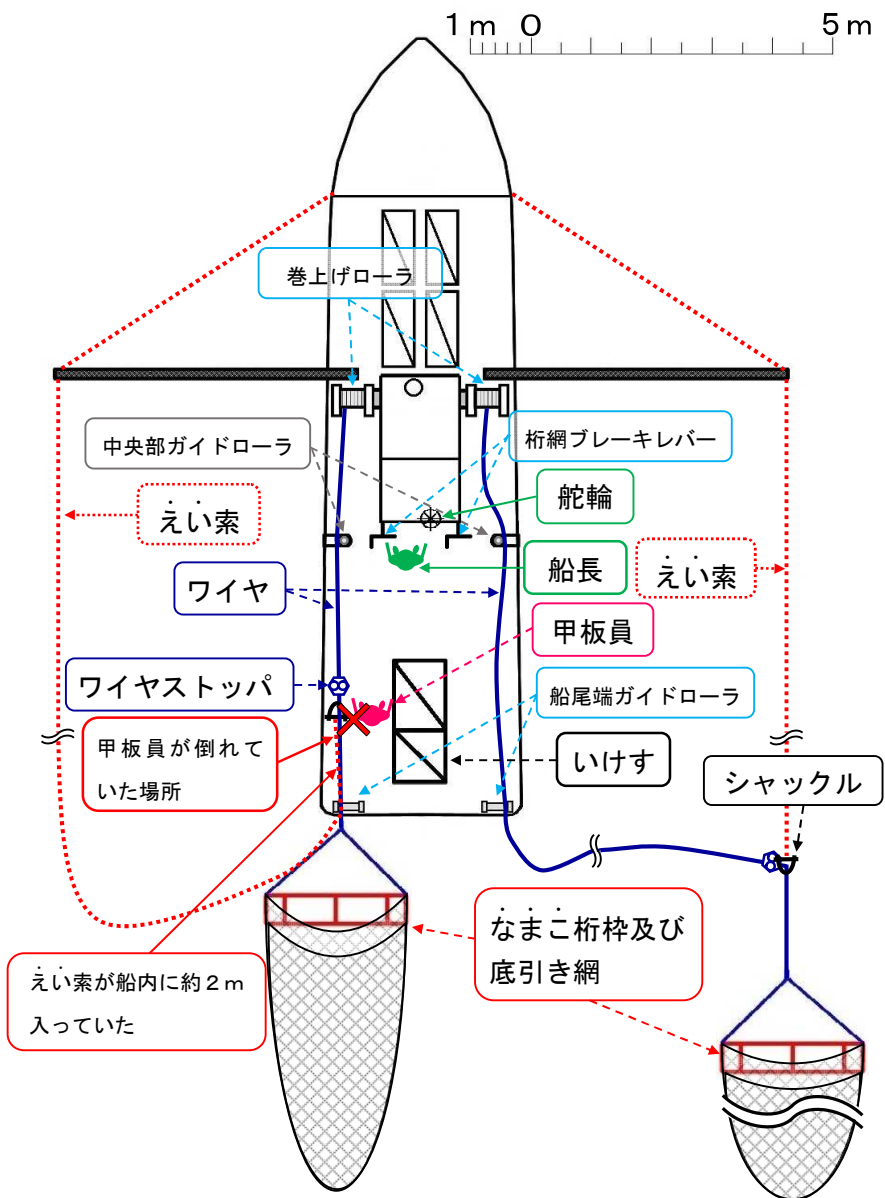


図1 本事故当時の状況（本船）

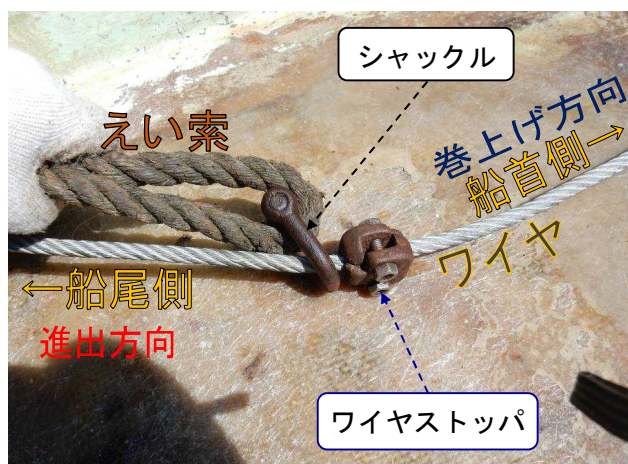
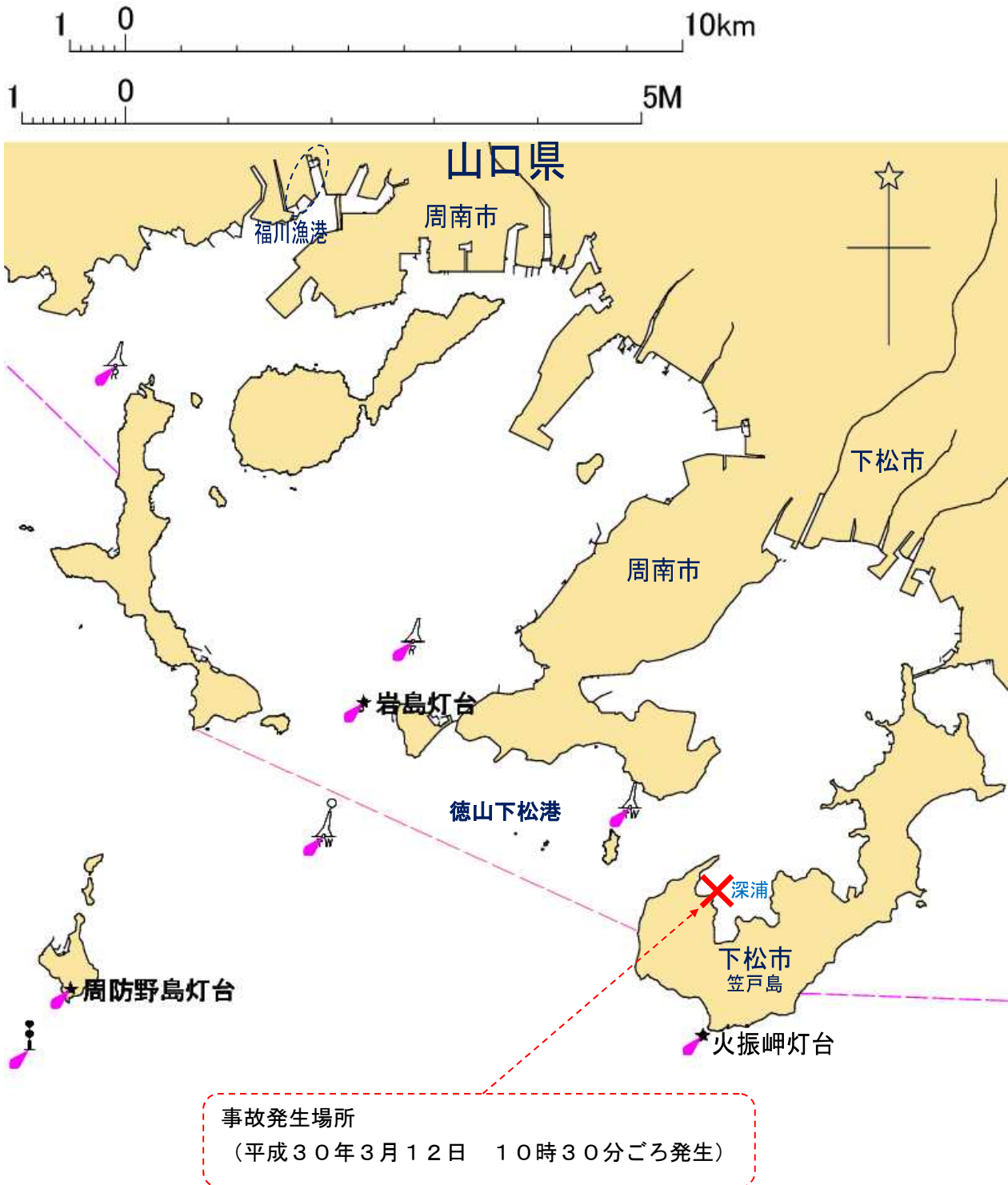


写真1 ワイヤストップとシャックルの状況

甲板員は、これまで幾度も本船に乗り組み、専ら漁獲物の選別作業に従事しており、ふだん、選別作業を終えてから次の漁獲物が揚がる

|   |   |
|---|---|
|   | <p>まで、桁網ブレーキレバーを操作する船長の後方付近で待機していたが、本事故時、後部甲板の左舷側で待機していた。</p> <p>甲板員は、冬物の合羽上下を身につけ、長靴を履き、ゴム手袋を装着していた。</p> <p>船長は、甲板員と幾度も乗り組み、これまで危険な状況となったことがなく、本事故時、両舷の桁網を投入する際、甲板員が、ふだんどおりに自身の後方付近で待機していると思っていたので、甲板員の居場所を確認していなかった。</p> <p>船長は、本事故時、えい索が、左舷ワイヤに沿って左舷船尾端ガイドローラから船内に約2m入っていたので、桁網の投下に伴って伸出した「左舷ワイヤ、えい索、ワイヤストップ及びシャックル」（以下「左舷ワイヤ等」という。）が、後部甲板の左舷側で待機していた甲板員の左足に接触したのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長及び甲板員は、固形式救命胴衣を着用していた。</p> |
| <p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与<br/>船体・機関等の関与<br/>気象・海象等の関与<br/>判明した事項の解析</p> | <p>あり<br/>なし<br/>なし</p> <p>本船は、笠戸島深浦西方でなまこ桁網漁中、船長が、左舷桁網を投入する際、ふだんどおりに甲板員が自身の後方で待機していると思い、左舷桁網ブレーキレバーを操作したことから、桁網の投下に伴って伸出した左舷ワイヤ等が、後部甲板の左舷側で立って待機していた甲板員の左足に接触して負傷したものと考えられる。</p> <p>甲板員が、後部甲板の左舷側で立って待機し、左舷ワイヤと接触して負傷したことについては、甲板員から詳細な情報が得られなかったため、それらの状況について明らかにすることができなかった。</p>   |
| <p><b>原因</b></p>  | <p>本事故は、本船が、笠戸島深浦西方でなまこ桁網漁中、船長が、左舷桁網を投入する際、ふだんどおりに甲板員が自身の後方で待機していると思い、左舷桁網ブレーキレバーを操作したため、桁網の投下に伴って伸出した左舷ワイヤ等が、後部甲板の左舷側で立って待機していた甲板員の左足に接触したことにより発生したものと考えられる。</p>   |
| <p><b>再発防止策</b></p>   | <p>船長は、本事故後、桁網を投入する際、必ず後方を見てワイヤ付近に甲板員がいないことを確認した後、桁網ブレーキレバーを操作することとした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船長は、作業を行う際、乗組員が安全な場所にいることを確認すること。</li> <li>・乗組員は、伸出するワイヤ等に近寄らないこと。</li> </ul>  |

付図1 事故発生経過概略図



付図2 事故発生経過概略図（深浦付近）

